

生活保護費等の追加給付

―過去に生活保護を受けていた方へ―

最高裁判決を踏まえ、平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受けていた方に生活保護費等の追加給付が行われます。現在、生活保護を受けていない方は、原則として申出が必要です。

詳しくは、福島県HPまたは町HPをご覧ください。

▼申出受付期間

令和9年7月31日(土)まで

問 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

☎0120・179・445

(通話無料)



税金・年金

税務署に行かずに確定申告書等

を入手できます

税務署の窓口で確定申告書等の用紙コーナーはありません。確定申告等の用紙は国税庁HPで取得することができます。また、コンビニエンスストア(有料)でも印刷できます。なお、窓口では順番でパソコンを使用した出力操作案内を行っています。確定申告等の用紙取得の詳細は国税庁HP等をご確認ください。



マルチコピー機



問 郡山税務署

☎024・932・2041

eLTAX(地方税システム)サービスを一時停止します

eLTAXの利便性向上を目指すとして、システムが更改されます。更改に伴いサービス停止期間中は、eL・QRを利用したキャッシュレス納付等のサービスが停止されます。

▼停止期間

9月19日(土)～24日(木)

問 税務会計課収納グループ

☎0247・62・2136



10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者の子が1歳になる誕生日の前月までの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度です。

10月1日以降、1歳になるまでの子を育てている方(実父母・養父母)は、申請をすることで、所得に係る国民年金保険料の納付が免除されます。

また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものとします。

て老齢基礎年金の受給額に反映されます。



問・申

郡山年金事務所

☎024・932・3434

住民課 国保年金グループ
☎0247・62・2147

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されるものです。出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前からお手続き可能で、出産後も免除申請ができます。

対 国民年金第1号被保険者で、

出産日が平成31年2月1日以降の方

母子健康手帳など

問・申

郡山年金事務所

☎024・932・3434

住民課 国保年金グループ
☎0247・62・2147

国民年金保険料の追納をおすすめします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を

受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。「追納」という制度があります。ただし、3年以上前の保険料には一定の加算金がかかります。



問 郡山年金事務所

☎024・932・3434

住民課 国保年金グループ
☎0247・62・2147

年金生活者支援給付金制度があります

年金生活者支援給付金とは、年金受給者の方が、年金に上乗せして給付金を受給できる制度です。

対象になる方には、9月から順次、日本年金機構より請求書(はがき型)が届きますので、受給を希望される方は届いた請求書にて手続きをしてください。



問 給付金専用ダイヤル

☎0570・05・4092

郡山年金事務所
☎024・932・3434

住民課 国保年金グループ
☎0247・62・2147

広告欄